

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、自動車部品の加工作業等に従事していた。
- 2 請求人は、同年〇月〇日、会社を退職したが、同月〇日、C病院に受診し、「両手指腱鞘炎、両手関節滑膜炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人によると、上記作業に従事して約〇か月経過した同年〇月半ば以降、右手指から肩にかけて痛みを自覚するようになったが、市販薬を服用等しながら作業に従事していたという。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、決定書理由に説示するとおり、医学上療養を必要とするに至ったと認められる平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、決定書理由記載の「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病は過重な仕上げ加工業務によって上肢を酷使したために発症したものであり、作業従事期間は〇か月程度に満たないものの、認定基準においては、「短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合に発症することがある」とされていることから、認定基準に合致する業務上の疾病であると主張する。

請求人が従事した仕上げ加工業務等については、決定書理由に説示するとおり、業務量についての記載がなく、その特定は困難である。そこで、労働時間に基づき業務量を推認する方法を採るも、請求人の本件疾病発症前3か月間の実労働時間数は、同種労働者と比較すると、明らかに少ないものとなっており、また、同期間中に、同種労働者には時間外労働の増加及び休日労働が認められるものの、請求人にはこうした事情は認められない。以上の事実から、請求人が短期間において集中的に過重な業務に従事したとは認められず、当審査会としても、認定基準の「発症前に過重な業務に就労したこと」という要件を満たしてはいないものと判断する。

(4) 本件疾病と業務の関連について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、両手指の使い過ぎによる滑膜炎の炎症があるとしているが、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、業務に起因して本件疾病を発症

したとは認められず、また、退社から〇年以上経過してもなお完治には至っていないことからみても、業務と本件疾病との因果関係は肯定できないと述べている。当審査会としては、上記のとおり、請求人が他の同種労働者との比較において過重な業務に従事したとは認められず、また、E医師の意見のとおり、退職後相当期間が経過しているにもかかわらず完治していないとの事実に鑑みると、本件疾病が業務に起因して発症したとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。